

# ○鳥取大学大学院連合農学研究科における授業科目の成績評価に関する申合せ

平成 27 年 2 月 13 日  
第 73 回研究科委員会承認

(趣旨)

第 1 この申合せは、鳥取大学大学院連合農学研究科における授業科目の成績評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

(成績評価ガイドライン)

第 2 学生の成績評価について、以下のガイドラインに基づき評価するものとする。

成績判定は、「A」「B」「C」「D」「F」の 5 段階で行い、合格は「A」「B」「C」「D」の判定で単位を認定する。「F」と判定した場合は認定しない。

一 研究科共通科目については、一部（科学コミュニケーションⅠ・Ⅱ）を除き、ペーパー試験あるいはレポート課題のいずれかで評価するものとする。

二 ペーパー試験の場合、その評価点数と 5 段階評価の関係は以下のとおりとする。  
A: 90 点以上 B: 89～80 点 C: 79～70 点 D: 69～60 点  
F: 59 点以下

三 レポート課題の場合、5 段階評価は概ね以下の基準によるものとする。

評 価	基 準
A	教員が求めるレポート課題に十分に答える内容であり、かつ、教員がレポートに求める内容以上に、与えた課題から派生するすぐれた理論展開や新たな知見の記述が見出せること。
B	教員が求めるレポート課題に十分に答える内容であること。
C	教員が求めるレポート課題にほぼ十分に答える内容であるか、もしくは十分に答える内容ではないがレポート作成に一定程度の努力が認められること。
D	教員が求めるレポート課題に十分に答える内容にはなっていないが、的確な回答がレポートに含まれていること。
F	教員が求めるレポート課題に的確に答える内容にまったくなっていないこと。

四 ペーパー試験、レポート課題以外の評価（受講の態度、講義への参加度など）は教員の判断で加点要素として採用することができる。ただし、A については上記二および三の基準を満たす場合のみ与える。

五 科学コミュニケーションⅠ・Ⅱについては、参加出席状況等により可否で判定する。

六 各専攻区分の授業科目については、主指導教員、副指導教員が、学生の研究力量、

教育力量の強化を図る実地指導であるため、評価は各教員の判断に委ねるものとし合否で判定する。

合否の判定は「S」「F」をもって表し、「S」は合、「F」は否とする。

(成績の報告)

第3 成績評価担当教員は、各学期の指定された期日までに、所定の方法により成績を報告するものとする。

(成績評価に対する疑義申立て)

第4 学生が、自らの成績評価に関して、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該授業科目の成績通知後、指定された期間内に「成績評価確認願」(別紙様式)により申立てを行うことができる。

- 一 成績の誤記入等、明らかに成績評価担当教員の誤りであると思われるもの
- 二 成績の評価方法と基準等から、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの

(疑義申立てへの対応)

第5 学生から成績評価に関する疑義申立てがあった場合の対応は、連合農学研究科副研究科長を責任者とし、疑義申立ての窓口は、各構成大学連合農学研究科事務担当係とする。なお、学生は、授業担当教員に直接申立てを行うことはできない。

2 責任者は、申立ての内容を確認し、必要に応じて当該学生、成績評価担当教員に面談等を実施した上で、各構成大学の代議委員とともに調整を行い、速やかに成績評価担当教員に対し成績評価に関する回答を求めるものとする。ただし、申立ての内容が、明らかに第4に定める申立てが可能な場合に該当しないと責任者が判断したときは、当該学生にその旨を通知する。

3 成績評価担当教員は、責任者から回答を求められた場合、1週間以内に回答を行うものとする。

4 責任者は、成績評価担当教員からの回答内容を確認し、必要な場合は、当該教員に面談等を実施して調整を行った上で、その結果を、申立てのあった日から原則として2週間以内に、当該学生に通知するものとする。

なお、成績評価担当教員との調整が困難である場合、連合農学研究科長が判断するものとする。

(成績評価の修正等)

第6 疑義申立ての結果及びその他特別な事情により成績評価の修正等が生じた場合、成績評価担当教員は農学部連大学務係において成績修正の手続きを行うものとする。

(その他)

第7 この申合せに定めるもののほか、授業科目の成績評価に関し必要な事項は、代議委員会及び研究科委員会において審議し決定するものとする。

附 記

この申合せは、平成 27 年 2 月 13 日から施行する。

附 記

- 1 この申合せは、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度以前の入学生については、この申合せ施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 記

この申合せは、平成 31 年 2 月 15 日から施行する。